

## 委 託 契 約 書

島根県（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、島根県立松江養護学校スクールバス（雲南線）管理運行業務の委託について次のとおり契約を締結する。

### （委託の内容）

第1条 委託者は、島根県立松江養護学校スクールバス（雲南線）管理運行業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託業務の処理方法）

第2条 受託者は、別添島根県立松江養護学校スクールバス（雲南線）管理運行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により、委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

### （委託料）

第3条 委託者は、委託業務に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を受託者に支払う。

2 前項の委託料は別表「島根県立松江養護学校スクールバス（雲南線）管理運行業務委託料支払計画書」のとおり、1ヶ月毎に分割した額を請求に基づき支払うものとする。

### （委託期間）

第4条 委託の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （契約保証金）

第5条 (A) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、免除する。  
(B) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

### （委託業務完了報告）

第6条 受託者は、委託業務完了後、10日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

### （検査）

第7条 委託者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受託者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第9条 受託者は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 委託者が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

※前金払を行う契約の場合

(前金払)

第10条 委託者は、受託者から委託料の支払について、前金払の請求があった場合において、その必要があると認めたときは、委託料の〇パーセントに相当する額の範囲内で前金払をすることができる。

(個人情報の保護)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

※長期継続契約を締結する場合

(契約内容の変更等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、こ

の契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(協議解除)

第 13 条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第 14 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。

(損害賠償)

第 15 条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
- (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既

納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第5条（契約保証金）で(A)を用いる場合

第17条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

※第5条（契約保証金）で(B)を用いる場合

第17条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第18条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第19条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第20条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が  
両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者

受託者

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

### 【特定個人情報の取扱いのある場合】

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、特定個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）について、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

【特定個人情報の取扱いのある場合】

(責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

- 2 受託者は、業務が特定個人情報等を取扱う事務である場合は、前項による作業責任者及び作業従事者について、書面により委託者に報告しなければならない。
- 3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

- 2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又

は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報  
が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人  
情報又は受託者自らが取得した個人情報  
が記録された資料等は、この契約の完了後  
又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、  
消去又は廃棄するものとする。

**【特定個人情報の取扱いのある場合】**

(返還、消去、廃棄及び受渡し)

第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又  
は受託者自らが取得した個人情報  
が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解  
除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するも  
のとする。

2 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場  
合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及  
び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、こ  
れに応じなければならない。

4 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該情  
報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とす  
るのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者  
名及び消去又は廃棄の内容(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会  
者、廃棄又は消去の年月日)を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

6 受託者は、委託者と受託者の間の特定個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手  
段、日時及び場所で行った上で、委託者に特定個人情報の預り証(受け渡し日時、担当者、  
場所、受け渡し手段を記した書面)を提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場  
合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規  
定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及  
び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うこ  
とができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力  
しなければならない。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこ  
の契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

- 第 14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第 15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第 16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注 1) 委託事務の実態に即して、適宜、必要な事項の追加及び不要な事項の省略等を行うこととする。

(注 2) 特定個人情報の取扱いを含む委託の場合には、特記事項に沿って【特定個人情報の取扱いのある場合】の条項を使用してください。

# 島根県立松江養護学校スクールバス（雲南線）管理運行業務委託仕様書

## 1 本業務の目的

島根県立松江養護学校（以下「学校」という。）におけるスクールバスの管理及び登校時の運行を委託することで、児童生徒を安全上適切に輸送する。

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 委託車両

- (1) 車種：普通 乗合 自家用 三菱 2WD TPG-BE640G 平成 26 年式
- (2) 登録番号：島根 200 さ 912
- (3) 車体：長さ 699cm、幅 201cm、高さ 273cm
- (4) エンジン：ディーゼルエンジン
- (5) 変速方式：自動式
- (6) 乗車定員：29 人

※詳細は別添自動車検査証による

## 4 運行概要

- (1) 次の事項については、以下による。
  - ① 運行先となる学校名 島根県立松江養護学校（島根県松江市西川津町 31）
  - ② 運行予定時間及び距離 70 分程度、36 km程度
  - ③ 運転手 1 名、 添乗員数 1 名
  - ④ 児童生徒の乗車場所、乗車人数及び運行コース 別紙 1 による
- (2) 上記（1）について、児童生徒の異動があった場合又は健康上及び安全上の措置をとる必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 運行予定日数は 198 日程度（1 学期：69 日、2 学期：78 日、3 学期：51 日）とする。

## 5 業務内容

- (1) 本業務における登校用スクールバス（以下「バス」という。）の運行  
上記 4 に従い、島根県立松江養護学校長（以下、「校長」という。）が示す期日及び時間において、道路交通法その他の交通関係法規を遵守し、児童生徒の健康上及び安全上最善の注意義務をもってバスを運行させること。
- (2) バス内での児童生徒の介添え  
上記（1）のバスの運行時において、児童生徒の安全に配慮の上、適切に乗降車させ、降車する際には学校と適切に引継をすること。また、児童生徒が車内にいる場合において、校長からの児童生徒ごとの個別指示に従い児童生徒の介添えを行うこと。
- (3) 車両管理、整備
  - ① 車両管理業務（管理車両の保管、整備、修繕、車検、法定点検、日常点検）  
※保管場所は受託者が準備すること
  - ② 消耗品の購入及び管理
  - ③ 車内、外の清掃
  - ④ 冬季のスタッドレスタイヤ及び路面凍結時や積雪時の滑り止めの装着
  - ⑤ その他車両、運行管理等の適正な維持管理に必要な事項（児童生徒が安全かつ快適にスクールバスを利用できるよう、常に良好な状態に保つこと）  
なお、車両のガソリン補給は学校保管の給油伝票により行うこと
- (4) 乗降状況の確認  
乗車する児童生徒を事前に把握し、当日の乗降状況について名簿等で確実に確認する

こと。また、全員の降車後に車内全体を見回り、見落としが無いことを確認すること。  
なお、乗車する児童生徒の把握方法については別途学校と調整すること。

## 6 運行に従事する者

- (1) 受託者は、運転手（上記3の車両を運転できる免許を有する者に限る）、添乗員及び連絡員（下記（6）の代替人員のうち、あらかじめ確保している者を含む。）を選定し、別紙2の様式を運行に先立って作成し、学校に通知すること。
- (2) 受託者は、運転手、添乗員及び連絡員について、バスの運行中の連絡を含み、携帯電話等による必要な連絡体制を形成し、別紙2により併せて学校に通知すること。
- (3) バスの運行は、運転手及び添乗員（以下、「乗務員」という。）を乗務させて実施すること。この場合、特に定めがない限り、添乗員の人数は1名でなければならない。
- (4) 乗務員は、業務に耐え得る健康な成人であること。また、障がいのある児童生徒が乗車するため、最善の注意をもって業務を遂行するよう、障がいの特性理解などの社内研修を行うこと。
- (5) 運転手、添乗員又は連絡員は、校長の求めに応じ、定期的、かつ、障がいの状態の変化等必要がある時は随時、教職員との意見交換又は情報提供等を行うこと。
- (6) バスに乗車する乗務員が、適切に業務を行えないと校長が認めた場合、校長はこれを受託者に通知するものとする。通知を受けた受託者は、校長と協議するとともに、必要に応じて乗務員を交代させること。

## 7 児童生徒の状況とその変化等への対応

- (1) 校長は、乗降車する児童生徒の氏名、障がいの状態等、バスの運行上配慮を要するものと認められる事項について、別紙3の様式によりバスの運行前に受託者に周知するものとし、運転手、添乗員及び連絡員はこれを所持し、児童生徒の状態について必要な把握を行うこと。
- (2) 校長は、児童生徒の異動、健康状態の変化等により、運行経路、乗降車場所等を変更する必要が生じた場合、別紙1の様式により、変更等の連絡を行うこと。
- (3) 上記（2）の連絡を受けた場合、受託者は本業務遂行上必要な運行経路、乗降車場所等の変更を行うこと。

## 8 児童生徒の健康上又は安全上の緊急措置

- (1) 校長は、児童生徒の健康状態、出欠席等の通学に関する情報その他必要な情報を、受託者に適切な時点において提供し、かつ、必要な対応を指示するものとし、乗務員はこれに基づき業務を遂行する。
- (2) 乗務員は、児童生徒の健康上又は安全上の措置が必要と認める場合、学校に指示を求め、又は必要な措置を提案し、バス運行中の所要の措置、病院への緊急の輸送等を行わなければならない。
- (3) 上記（2）に関わらず、緊急の必要があると認められる場合には、乗務員は上記（2）の措置を善良な注意義務の基で単独で行うことができる。
- (4) バスの故障等により運行が不能となった場合、受託者は速やかに代替輸送の手配を行うとともに、その状況を学校に連絡しなければならない。

## 9 委託料に含まれる経費

- (1) 運転手、添乗員等の雇用及びこれに伴う一切の person 費
- (2) 車両の管理、保管、維持点検に係る一切の費用  
（車検、法定点検、日常点検に係る費用、消耗品費等）
- (3) 車両に係る租税公課費用
- (4) 車両修理費用

ただし単独で 100 千を超過する修理が生じた場合には、特別支援教育課と協議の上対応を決定する。

- (5) 洗車、車内清掃に係る費用
- (6) 故障、事故、整備時等の代替車両費用
- (7) 自賠責保険料、任意保険料
- (8) 連絡用携帯電話代及び通信料
- (9) 本仕様書に係る運営、関係機関との連絡調整、書類作成等に係る経費

## 10 委託料に含まれない経費

- (1) ガソリン代

## 11 その他

- (1) バスを運行させる日及び時間  
校長は、上記 4 (3) の運行予定日数及び別紙 1 の運行予定時間を基準として、バスを運行させる日及び時間を、原則としてその日の属する月の前の月の 20 日までに受託者に示すものとする。
- (2) 運行報告書の提出  
受託者は、月毎のバスの運行を、月末から起算して 10 日以内に別紙 4 の様式により学校へ報告することとする。この場合、学校の管理職員は運行報告書を確認することにより本業務の履行を確認する。
- (3) バスの映像情報  
受託者は、校長からバスの映像情報の提供を求められた場合は、記録されている情報を提供しなければならない。
- (4) 保険の加入  
受託者は、業務中の従事者の過失による対物や対人への事故に対して、十分な補償を行うことができる保険に加入すること。加入している保険内容がわかる資料を契約締結後特別支援教育課へ提出すること。
- (5) 損害に対する負担  
本業務の遂行中に島根県又は第三者に及ぼした損害で、受託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受託者が負担する。  
ただし、委託者又は校長の指示又はその責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。
- (6) 登校時以外の運行  
校外学習等の運行については学校と個別に契約するものとする。
- (7) 契約の解除について  
登校時のスクールバス利用者数の減少等により、上記 2 の委託期間途中で当該委託の必要がなくなった場合には、受託者と協議のうえ、契約を解除する場合がある。

### スクールバス運行票

学校名	コース名	登校・下校の別
松江養護学校	雲南線	登校

1 児童生徒等の乗車場所及び乗車人数 (予定)

停留所名	住所 (番地・大字まで)	登校便		乗 車 人 数															合 計				
		発時刻 (時: 分)	行程 距離 (km)	幼 稚 部			小 学 部						中 学 部			高 等 部			人 数	車 椅子 乗車 ( 内 数)			
				3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年					
1 加茂健康福祉センターかもてらす	雲南市加茂町宇治328	7:00																1			1		
2 大東ショッピングセンターグリーンシティ	雲南市大東町大東956-1	7:15	7.0																	2			
3 雲南市立海潮小学校	雲南市大東町北村460	7:30	7.0						1				1		1								3
4 【目的地】松江養護学校	松江市西川津町31	8:10	22.0																				
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
幼児児童生徒数の合計		—	—										1		1		1	1		2		6	
備考																							

2 運行予定時間及び距離

登校	実車行程
	36km程度
	実乗車時間
	70分程度

3 添乗員 ■ 1名

4 添付書類 運行コース図

## 運行経路（全体）



## 運行経路詳細1（発着地から停留所1まで）



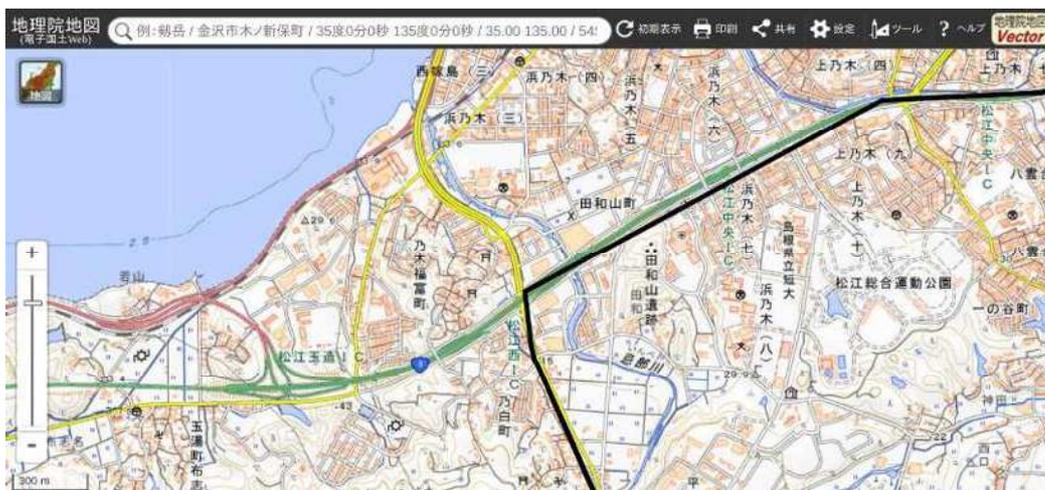
## 運行経路詳細2（停留所1から停留所2まで）



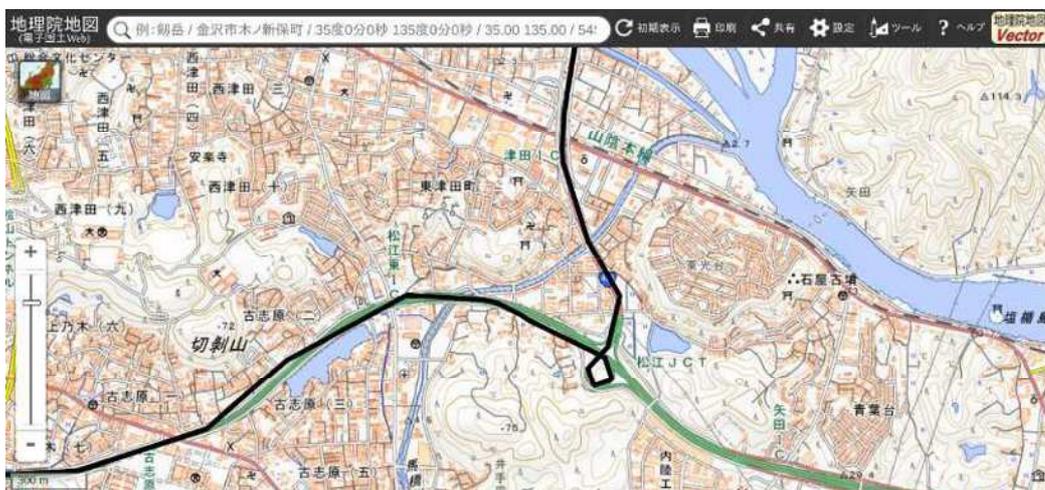
運行経路詳細 3 (停留所 2 から松江西 I C まで)



運行経路詳細 3 補足 (松江西 I C ~)



運行経路詳細 4 (松江ジャンクション・だんだん道路)



運行経路詳細 5 (だんだん道路・川津 I Cから目的地)



対 象 校	松江養護学校
コ ー ス 名	雲南線

## 島根県立松江養護学校スクールバス管理運行業務委託 運行関係者一覧

## 【学校側】

職名	氏名	業務時間中の連絡先

## 【受注者側】

職務	氏名	経験年数	関係業務の履歴	業務時間中の連絡先

注1 「職務」には、運転手・添乗員・連絡員の別、及び本務と代替の別を記載すること。

【例】『運転手（本務）』，『添乗員（代替）』

2 「本業務の経験年数」には、バスの運行コース又は類似のコースで業務に従事した年数を記載すること。

3 「関係業務の履歴」には、本業務に係る業務の従事履歴を記載すること。特に、添乗員については仕様書6（4）の該当事由を明確にすること。



# バス運行報告書

対象校	松江養護学校
コース名	雲南線
対象期間	令和 年 月分
運行日数	日

令和 年 月 日

バスの運行実績について検査し、相違なく履行されたことを確認しました。

(学校名)

(職名)

(氏名)

日	曜日	登校便		日	曜日	登校便	
		始点発時刻	学校着時刻			始点発時刻	学校着時刻
1		:	:	17		:	:
2		:	:	18		:	:
3		:	:	19		:	:
4		:	:	20		:	:
5		:	:	21		:	:
6		:	:	22		:	:
7		:	:	23		:	:
8		:	:	24		:	:
9		:	:	25		:	:
10		:	:	26		:	:
11		:	:	27		:	:
12		:	:	28		:	:
13		:	:	29		:	:
14		:	:	30		:	:
15		:	:	31		:	:
16		:	:			:	:

※運休時の記載方法

違約料の支払いが発生する場合は、その旨がわかるよう記載すること。

契約書第6条及び仕様書12(2)に基づき報告します。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

(別表)

島根県立松江養護学校スクールバス（雲南線）管理運行業務委託料  
支払計画書

委託期間	支払金額	委託料	うち消費税等の額
4月1日～4月30日	円	円	円
5月1日～5月31日	円	円	円
6月1日～6月30日	円	円	円
7月1日～7月31日	円	円	円
8月1日～8月31日	円	円	円
9月1日～9月30日	円	円	円
10月1日～10月31日	円	円	円
11月1日～11月30日	円	円	円
12月1日～12月31日	円	円	円
1月1日～1月31日	円	円	円
2月1日～2月29日	円	円	円
3月1日～3月31日	円	円	円
合計	円	円	円